

### 島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和4年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月22日

島根県監査委員	高橋雅彦
同	田中明美
同	山口和志
同	三島明

## 令和4年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 指摘事項に対する措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(1) 収入関係事務</b></p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの            隠岐空港ターミナルビル施設負担金額の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。</p> <p style="text-align: right;">返還額                                   109,693円            還付加算金                            2,086円            (隠岐支庁県土整備局)</p>	<p>改善策として、施設負担金を算定する際には、担当と所長によるダブルチェック体制を構築し、その上で、検算と過去の同時期調定額との比較による不自然な増減や施設改修等の反映がなされているかの確認を行うこととした。</p>
<p>② 出納機関等の収納の処理が適当でないもの            ア 領収証書について、本書と控の双方を破棄しているものがあった。            (中山間地域研究センター)</p>	<p>不正使用や不適切処理の発生防止策として、領収証書に整理番号とは別に通し番号を記載して運用することとした。</p>
<p>イ 鋼廃材の売り払い収入を現金で受領した際の領収証書を発行していなかった。            (西部高等技術校)</p>	<p>令和5年度より、現金の取扱いを取りやめ、事前調定により納入通知書を発行することとした。</p>
<p>ウ 証明書の交付にかかる書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を廃棄しているものがあった。            (三刀屋高等学校)            (矢上高等学校)</p>	<p>発生要因は担当者の習熟不足と、不十分なチェック体制であったため、改善策として、領収証書事務の手順を再確認し、決裁者の事前決裁を徹底するとともに、不適切な事案が発生した場合、事務長への発生報告、事後対応報告を行うことを徹底することとした。(三刀屋高等学校)</p> <p>「会計事務の手引き」を活用し、領収証書の記載誤りの事務手順の再確認を図るとともに、「会計事務の手引き」や「会計事務質疑応答集」を反復して見直すことを促した。(矢上高等学校)</p>
<p>③ 収入伺がないもの            ア 竹島関係資料代金のうち、現金の受領後に金融機関に払い込みをするものについて、作成しなければならない収入伺を作成していなかった。            (総務部総務課)</p>	<p>適切な会計事務を行うよう周知徹底を図るとともに、今後このような誤りがないよう事務手続きのルールを定め、会計規則等に基づいた適切な処理に努める。</p>

指 摘 事 項	措 置 状 況				
<p>イ 臨床実習にかかる施術料金について、現金の受領後に金融機関に払い込む際に作成しなければならない収入伺を作成していなかった。 (盲学校)</p>	<p>臨床実習受付名簿に収入伺欄を新たに設け、施術料金受領の都度、収入伺を作成し、収入伺決裁後に調定、収入を行うことを徹底している。</p>				
<p>④ 収入の徴収誤りにかかる返還事務が遅延していたもの</p> <p>教職員住宅入居者負担金の徴収額を誤り、その返還事務が遅延したことにより、還付加算金が発生していた。</p> <p>徴収誤りが判明した後、令和4年度を含む3年以上の期間において返還事務を行っていなかった。</p> <p>徴収を誤った期間 平成21年度～令和元年度</p> <table border="0" data-bbox="256 958 671 1039"> <tr> <td>返還額</td> <td>255,920円</td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td>108,316円</td> </tr> </table> <p>(福利課)</p>	返還額	255,920円	還付加算金	108,316円	<p>教職員住宅に係る貸付料や負担金の変更を行う際にはチェックシートを用いてラインでの確認を徹底することとした。</p> <p>また、事務処理の遅延防止については、これまで課題として認識していながらも対応が不十分であったことから、以下の点について改めて徹底することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「島根県内部統制基本方針」に基づきリスク評価シートの更新を適切に行い、リスクの内容等を所属全体で共有する。</li> <li>○業務の進捗状況等を所属内で共有するため、課長補佐以上のミーティングを定期的に行う。</li> <li>○所属長が事務引継ぎの実施状況や引継内容の確認等を行い、引継事務の漏れや事務処理の遅れが生じていないか点検する。</li> </ul>
返還額	255,920円				
還付加算金	108,316円				
<p><b>(2) 支出関係事務</b></p> <p>① 支出の手続きが遅延し、延滞金等が発生したものの</p> <p>ア 令和3年度医学管理業務及び健康管理業務にかかる委託料の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="256 1487 671 1568"> <tr> <td>委託料の額</td> <td>3,770,800円</td> </tr> <tr> <td>遅延利息</td> <td>42,300円</td> </tr> </table> <p>(感染症対策室)</p>	委託料の額	3,770,800円	遅延利息	42,300円	<p>委託業務の実績、請求、支払の状況を複数の職員で毎月確認し、進捗状況及び処理の遅れ・漏れがないよう確認することとした。</p>
委託料の額	3,770,800円				
遅延利息	42,300円				
<p>イ 島根県職員の職務発明等に関する規程に基づく特許権の実施補償金について、算定誤りにより遅延損害金が発生していた。</p> <p>算定を誤った期間 令和2年及び令和3年</p> <table border="0" data-bbox="256 1823 671 1859"> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>2,150円</td> </tr> </table> <p>(農業経営課)</p>	遅延損害金	2,150円	<p>算定期間が暦年1年間となることについて習熟が不足していたため、特許権ごとに収入状況と実施補償金の支払い年度を整理票に色分けして記録管理し、誤認の防止を図っている。</p> <p>また、事業担当者や担当課長補佐のみでなく予算担当者等複数名での確認を徹底する。</p> <p>加えて、事業担当者の異動時は注意事項を付記して引継ぎを行うとともに、内部統制リスク評価シートに反映させ、再発を防止する。</p>		
遅延損害金	2,150円				

指 摘 事 項	措 置 状 況						
<p>ウ 給与所得分に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、支払手続きの誤りにより法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="256 477 671 607"> <tr> <td>対象元金</td> <td>159,599円</td> </tr> <tr> <td>延滞税</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>不納付加算税</td> <td>7,500円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(東部高等技術校)</p>	対象元金	159,599円	延滞税	1,000円	不納付加算税	7,500円	<p>e-taxの操作方法を熟知していなかったことによる入力誤りに起因するものであり、操作方法についての再確認を行った。</p> <p>また、事務処理にあたっては、以下のとおり手順を改めることとした。</p> <p>① e-taxに入力後、正確な入力ができているか出力した帳票で課内決裁をとる。</p> <p>② 毎月引き落とし日に税務署から通知される、納付完了通知(メール)をチェックし、引落しが行われたかを確認する。</p>
対象元金	159,599円						
延滞税	1,000円						
不納付加算税	7,500円						
<p>② 住民税の引き去りを誤っていたもの</p> <p>平成29年度及び平成30年度において、国際交流員の住民税を誤って引き去りをしていたため、返還に伴い遅延損害金が発生していた。</p> <table border="0" data-bbox="256 958 671 1039"> <tr> <td>誤って徴収した額</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>81,490円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(文化国際課)</p>	誤って徴収した額	350,000円	遅延損害金	81,490円	<p>国際交流員に係る住民税の引き去り情報を、複数の職員で共有するとともに、毎月定期的に歳入歳出外現金の残高を確認し、引き去りに誤りが生じないように努めている。</p>		
誤って徴収した額	350,000円						
遅延損害金	81,490円						
<p>③ 支出負担行為の手続きが適当でないもの</p> <p>ア 令和3年度に契約した災害復旧工事について、契約を締結した年度に支出負担行為を行って翌年度に繰り越す処理を行う必要があったが、これらの手続きを行っていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(文化財課)</p>	<p>今後、同様の事案が発生することを防止するため、支出負担行為及び翌年度への繰越について、内部統制制度におけるリスク評価シートに反映し、課内でリスクを共有した。</p> <p>また、支出負担行為が必要な場合等を節別・金額別にまとめた文書を課員全員に配布し、起案時に確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、年度替わりの確実な引継ぎを徹底し、繰越事務の適正な執行に努める。</p>						
<p>イ 令和3年度に契約した災害協定に基づく調査業務について、契約を締結した年度に支出負担行為を行って翌年度に繰り越す処理を行う必要があったが、これらの手続きを行っていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(県央県土整備事務所)</p>	<p>所内で不適切処理内容を共有し、改めて会計規則の原則を確認した。</p> <p>また、以下の再発防止策を講じ、毎年度、出水期前の所内会議にて確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害協定の趣旨から、極力繰越は行わない。</li> <li>○工務部署だけでなく、契約業務課でも案件を把握し、進捗状況の把握に努める。</li> <li>○起工伺のチェックシートを作成し、会計処理手続きについて、工務部署及び契約業務課双方で確認を行う。</li> </ul>						

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>④ 支出額を誤っていたもの</p> <p>被爆者健康手帳所持者の介護保険サービス利用に係る公費負担額のうち償還払分について、実施要綱に記載されている確認作業が担当課及び保健所の双方でされていなかったことにより、過大に支払っていたものがあった。</p> <p>過大に支払った期間 平成29年度～令和4年度</p> <p>誤支給額                    2,381,995円 (健康推進課)</p>	<p>再発防止のため、保健所との事務処理を定めたマニュアルの改訂を行うとともに、保健所とのオンライン研修等により具体的な取扱いの周知徹底を行った。</p> <p>また、県側の事務処理については、償還払いの請求書受付後、介護保険の保険者に高額介護サービス費の支給状況を照会し、確認後に支払いを行うことを徹底した。</p> <p>返還については、対象者及び相続人等に対して資料を送付し、丁寧に説明を行い、協議の整ったものから納入通知書による納入を求めている。</p>
<p>⑤ 補助金事務に誤りがあったもの</p> <p>訪問診療等設備整備事業費補助金の一部を、誤って事業者から返納させたため、返還に伴い還付加算金が発生していた。</p> <p>補助金返還額            454,500円 還付加算金                2,800円 (医療政策課)</p>	<p>財産処分承認基準の再確認や複数名でのチェックの徹底及び適正な事務を行うよう、課内での周知を図った。</p>
<p><b>(3) 契約関係事務</b></p> <p>① 入札手続きが適当でないもの</p> <p>ア 業務委託の入札において、入札金額の算定に 関係する質問に対して誤った回答を行ったため、一旦締結した契約を解除し、賠償金が発生していたものがあった。</p> <p>賠償金                    20,000円 (都市計画課)</p>	<p>部内の各種会議を活用して本事案の共有を行ったほか、設計図書チェックシートを改定し、改定後のチェックシートを用いて、複数名によるチェックを行うよう文書により周知徹底した。</p>
<p>イ 業務委託の入札において、入札金額の算定に 関係する質問に対して複数の解釈ができる回答を行ったため、一旦締結した契約を解除し、賠償金が発生しているものがあった。</p> <p>賠償金                    20,000円 (雲南県土整備事務所)</p>	<p>所内の各種会議を通して、所員に周知することにより積算単価への理解を深め、質問への回答内容について、複数名での確認を徹底している。</p>



指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(4) 財産関係事務</b></p> <p>海岸占用料について、占用面積の算定等を誤っていたため、返還に伴い還付加算金が発生していたものがあつた。</p> <p>算定を誤っていた期間 平成25年度～令和3年度</p> <p>過徴収額                   27,679円</p> <p>還付加算金                3,877円</p> <p style="text-align: right;">(浜田県土整備事務所)</p>	<p>再発防止のため、占用許可審査時に、占用料金徴収条例の単価表を添付し、複数名でチェックを行うことを周知徹底している。</p>

## (2) 財務監査結果報告書「意見」に対する対応方針等

意見	対応方針・措置状況
<p><b>1 財務監査の結果に関する意見</b></p> <p><b>(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）</b></p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項は、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を起票する時期の遅延、契約書作成における不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。</p> <p>かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。</p> <p>については、各執行機関においては、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、助成金の交付に当たり必要な確認作業が担当課と地方機関の双方でされていなかったため、相当年数にわたり、過大な支払いを行っていた事案があった。</p> <p>このような事態を避けるためにも、「実施要領等に不備はないか」、「算定対象の数値や期間に誤りはないか」、「規定されている確認作業に漏れはないか」、「チェック体制に不備はないか」という視点で、従来の事務手続きを点検するなどの対応を行われたい。</p> <p>また、各部局や所属にあっては研修等を通じた適切な指導を行うとともに、出納局にあっては研修への講師派遣に協力するなど、会計事務の適正化に実効性のある取組を行われたい。</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>各執行機関においては、財務に関する事務の遂行において、内部統制制度のリスク評価シート等を活用し、PDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。</p> <p>今回指摘のあった助成金交付事務における不適切な処理をはじめとする確認作業の漏れ、チェック体制の不備について、各執行機関において、自己点検等の際に改めて確認し、必要に応じてリスク対応策を見直すとともに、リスクの内容や対応策の確実な引継ぎを実施することにより、内部統制制度を活用した適正な会計事務の遂行を図っていく。</p> <p>出納局では、担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、中級者、決裁者等）の開催や部局等で開催される独自の研修会への講師派遣、会計検査時や支出命令審査時の指導、ヘルプデスクでの相談対応等により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、「出納局だより」やポータル掲示板などで、会計処理期限等の周知徹底を行っている。</p> <p>今後も引き続き、これらの取組を行い、会計事務の適正化に努めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>内部監査において、収入の調定遅延や旅費支給額の誤り等が判明しており、必要な是正措置を講じさせている。</p> <p>内部監査はリスク対応策の不備を発見する機会でもあり、必要に応じてリスク評価シートを更新する。</p> <p>規程や積算単価等は、本部主管課と各所属が情報共有を図っているほか、内部監査でも証拠書等を確認しており、会計事務全般において、決裁時を中心に課・係を跨いだ複数の目でのチェックを図っている。</p>

	<p>なお警察本部では、年間を通じ県内の会計職員を対象に習熟度に応じた研修を実施しており、今後も情勢に応じ内容を変化させながら実効性のある教養を行っていく。</p>
<p><b>(2) 延滞金等の発生の抑止（各執行機関）</b></p> <p>今回、平成22年度会計の定期監査以来、延滞金等の状況について、その経緯や原因を含めて、重点的に監査を実施した。</p> <p>実際に延滞金等が発生していた事案は、支払時期の遅延や支払手続きの誤りに起因するものだけでなく、算定対象の数値や期間等の誤りに起因するもの、補助金返還該当の判断誤りに起因するもの、引き去り該当の判断誤りに起因するものも多数見受けられた。</p> <p>また、延滞金等の発生には至っていないものの、支払時期や金額等によっては、延滞金等が発生する可能性がある事案も相当数見受けられた。</p> <p>については、各執行機関にあつては、会計事務全般においてミス防止の意識をもって業務にあたり、延滞金等の発生の抑止に取り組まれない。</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>今回指摘事項となった事案については、担当者の習熟不足やチェック体制の不備が原因であったものが多く、複数名でのチェックの徹底や、処理状況を工夫して記録、管理するなど措置を講じている。</p> <p>これまで以上に若い職員が増えている中、同様の要因に起因する不備が発生しないよう、内部統制制度を活用した引継ぎの徹底、所属内での継続的な注意喚起等により再発防止に努めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>現在、県側が払うべき延滞金の発生はないが、今後発生する可能性もあることから、年度当初の発生しやすい時期など、県内に注意喚起を図り、内部監査等で確認を行っていく。</p>
<p><b>(3) 補助金等事務の適正化（各執行機関）</b></p> <p>県からの補助金で取得した財産の転用に当たり、補助金返還事由に該当すると判断し返納させたが、後日その判断が誤っていたことがわかり、還付加算金を付して事業者へ返還していた事案があった。</p> <p>補助金等については、補助金等適正化法、島根県補助金等交付規則、各執行機関が定めた補助金等の交付要綱や実施要項等により、適正に交付され、補助目的に沿った用途に用いられなければならないことは言うまでもない。</p> <p>その一方で、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産は、事業者にとっては、事業遂行のために不可欠なものであり、補助金返還に当たっての審査・決定は慎重を期す必要がある。</p> <p>補助金等にかかる財産処分の手続き事案が発生した際には、特に留意して対応されたい。</p> <p>補助金等事務は多くの執行機関に関わる事務であり、各執行機関におかれては適正な実施に改めて留</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>今回指摘のあった事案は、国の通知を準用して処理していたものの、特例基準を適用していなかったために、本来不要な返還をさせていたものであった。</p> <p>補助金事務の執行にあたっては、各執行機関が、関係法令等に従い、適正な処理に努めているところではあるが、改めて法令等の確認を徹底するとともに、特に財産処分の手続きを行う際には、処分内容を十分に確認の上、特例基準の適用等にも留意し、事業者及び県双方に不利益が生じないよう慎重な対応を徹底していく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>補助金については、業務主管課、会計課等において、計画に基づいた事業者の実績を確認するなど、関係規程に基づいた適正執行がなされているかを確認している。</p>

<p>意されたい。</p>	
<p><b>(4) 入札事務の適正化（各執行機関）</b></p> <p>入札手続きにおいて、事業者から受けた質問に対する回答が適切ではなく、結果的に契約を解除し、賠償金を支出した事案が2件発生していた。</p> <p>令和4年9月に1件目の事案が発生した際、発生した部局においては、部局内の全執行機関に対して注意喚起が行われたが、同じ部局において令和5年3月に2件目の事案が発生していた。</p> <p>入札事務は多くの執行機関に関わる事務であり、各執行機関におかれては適正な実施に改めて留意されたい。</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>今回指摘のあった部局においては、注意喚起だけでなく、2件目の事案が生じたのち、チェックシートの見直し、複数名チェック体制の構築について、文書による周知を行い、再発防止に努めている。</p> <p>また、そのほかの部局においても、内部統制制度のリスク評価シートを活用し、入札事務の作業手順やチェック体制に不備がないか確認を行い、適正な事務執行に努めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>入札手続きにおける事業者からの質疑回答については、回答案を作成する業務主管課と本部会計課相互でチェックを図り内容の妥当性を確認している。</p> <p>なお、入札事務全般についても業務主管課と会計課が複数の目で確認し、事務の適正化に努めている。</p>
<p><b>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</b></p> <p><b>(1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課）</b></p> <p>令和2年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会において内部統制制度の運用が始まった。</p> <p>運用開始3年目となり、多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行い、リスク防止を図っている。</p> <p>若い職員が相対的に増加するなか、経験の浅い職員への指導のためには、リスク評価シートの活用は有効である。</p> <p>全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、財務事務のミス防止に取り組まされたい。</p> <p>人事課にあっては、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えるとともに、定期的</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>会計事務研修等を通して、内部統制制度の説明や県での取組等の説明を行っているほか、人事課において、リスク評価シートの活用等について説明を行う所属内研修を行い、その取組や講師派遣について「いきいき通信」を通して全庁に周知するなど、職員の理解促進につながるよう取り組んでいる。</p> <p>また、各執行機関の所管する独自のリスクについては、リスク評価シートに追記するようマニュアルに記載するだけでなく、内部統制推進部局が各執行機関からの相談を受けてリスクの内容を聞き取り、記載方法を検討するなどの対応も行っている。</p> <p>制度が形骸化しないよう、適宜マニュアルの見直しや研修等を行い、実効性のある運用となるよう取り組んでいく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>業務上の様々なリスクを洗い出しリスク評価シ</p>

<p>な自己点検調査等の際にリスク評価シートへの追記と活用によるリスク防止の強化を訴え、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。</p>	<p>ートに対応策を記載しており、会計上の不適切事案の未然防止と事務処理上の不安感の解消につながっている。</p> <p>会計監査等で指摘・指導された事案については、随時追加を図りシートを更新しており、内部統制体制の整備と事務の適正な執行を確保している。</p>
<p><b>(2) コロナ禍での経験や工夫等を参考にした業務の執行（各執行機関）</b></p> <p>コロナ禍は、県の業務に大きな制約を及ぼした一方で、新たな行動様式に伴い、テレワーク、非対面型の会議、建設工事等におけるオンラインによる現場監督・検査など、業務方法の変化や多様化の進展をもたらした面もある。</p> <p>このような経験や工夫等を参考にして、対面型と非対面型を使い分けた会議等の開催、適切なアウトソーシングによる業務の効率化や削減、ICT・AI・RPAの活用による業務の効率化や最適化など、柔軟な発想による創意工夫で業務の効率的な執行に取り組まれない。</p>	<p><b>(知事部局、教育委員会)</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の法律上の取扱いが変更となったこと等に伴い、必要に応じて対面型を再開した事業もあるが、感染症への対応を機に、各執行機関において、会議やイベント、研修等におけるWEB会議システムや動画配信の活用が定着し始めている。</p> <p>また、アウトソーシングやAI・RPAを活用した業務の効率化や削減については、行政改革・情報主管課において、各所属からの改善提案を受け付け、最適な見直し方法を提案する取組を進めている。</p> <p>これまでにも、職員からの問合せ対応や書類の封入封緘作業の外部委託や、予算執行状況などの帳票を各所属へメール送信する作業でのRPAの活用などを行っており、引き続き、事業の性質に合った手法の活用により、効果的、効率的な事業執行に努めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>会計事務に係る研修や会議は、従来は対面式が中心であったが、コロナ禍以降は、内容により、対面型と非対面型（オンライン）を使い分けており、業務の効率化と旅費の縮減を図っている。</p>